

第 4 次北海道配偶者暴力防止及び 被害者保護等・支援に関する基本計画

専門部会案

目 次

第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画

第1	計画の趣旨		
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
第2	配偶者からの暴力被害の現状		
1	被害の状況	3
2	相談等の状況	5
(1)	全国の状況	5
(2)	北海道の状況	7
(3)	全国との比較	12
第3	施策の概要		
1	基本的な考え方	13
2	施策の体系	15
第4	基本的な方向と具体的な取組		
I	配偶者からの暴力の根絶		
	目標1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発		
1	配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進	16
2	若年層に対する予防啓発の推進	17
	目標2 被害者の発見や相談体制の充実		
1	被害者の早期発見	18
(1)	通報による早期発見	18
(2)	医療関係者等からの通報	19
2	通報等への適切な対応	20
(1)	配偶者暴力相談支援センター	20
(2)	警察	20
3	相談体制の充実	20
(1)	配偶者暴力相談支援センター	21
(2)	警察	23
(3)	市町村との連携	23
(4)	その他の関係機関との連携	24

目標3 安全な保護のための体制の整備・充実

1 保護体制の充実	25
(1) 道立女性相談援助センター（婦人相談所）	25
(2) 一時保護を委託する施設	26
2 保護命令制度の利用	27

目標4 被害者の自立の支援

1 自立支援	28
--------	----

目標5 関係機関、団体の相互の連携協力

1 民間団体との連携	31
2 市町村、関係機関、団体等との連携協力	32

目標6 職務関係者の研修、人材育成の充実

1 職務関係者の研修、人材育成	33
2 加害者更生に関する調査研究等の促進	34

目標7 苦情への適切な対応

1 苦情処理	35
--------	----

Ⅱ 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

1 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実	36
----------------------------	----

第 1 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

暴力は、被害者の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

特に、配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、被害が潜在化しやすく、また、その被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難であるなどの事情にある女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等参画社会の実現の妨げになるものです。

男女平等参画社会の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、適切な保護を図ることが必要であり、道民一人ひとりが、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることについて認識を深めることが大切です。

平成 13 年 10 月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が施行され、国及び地方公共団体による被害者の保護義務等が明示されるとともに、相談体制などの整備が図られ、配偶者からの暴力に対する社会的認識が高まりました。

また、平成 16 年 12 月に策定された国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を受け、道においても、配偶者からの暴力被害者に対する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 18 年に「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」を策定し、更に、平成 26 年 7 月には、平成 25 年 6 月の生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者も適用対象とする法改正とそれに伴う平成 26 年 1 月の基本方針の改定等を踏まえ、「第 3 次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」（以下「前回計画」という。）を策定し、配偶者暴力の防止及び被害者の保護・支援に努めてきました。

こうした中、平成 30 年 3 月に「第 3 次北海道男女平等参画基本計画」を策定し、また、「前回計画」の期間が平成 30 年度までとなっていることから、この度、前回計画策定後の社会情勢の変化や道内の暴力被害の現状等を踏まえ、計画を改定しました。今後、この計画に沿って施策等を着実に推進し、配偶者からの暴力のない社会の実現を目指します

○配偶者

配偶者暴力防止法では、「配偶者」には、婚姻の届出を出していないいわゆる「事実婚」の関係にある者が含まれ、「配偶者からの暴力」には、離婚後（事実婚を解消した場合を含む。）も引き続き暴力を受ける場合も含まれます。また、平成 25 年の法改正により、生活の本拠を共にする交際相手や元交際相手からの暴力を受ける場合も、配偶者暴力防止法が準用されるようになりました。

本計画で、配偶者暴力防止法の対象となる配偶者、事実婚の相手、元配偶者、事実婚を解消した相手、生活の本拠を共にする交際相手、元交際相手を「配偶者」と表記します。

○交際相手

本計画では、共同生活を営んでいない、いわゆる恋人や同性の相手も交際相手に含まれます。

2 計画の位置付け

- (1) この基本計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づき、道における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本的な考え方、施策の方向性と総合的な体系を定めるものです。
- (2) また、第3次北海道男女平等参画基本計画に定める「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」に関わる具体的な施策の方向を示すものです。
- (3) 道の各機関は、相互に連携協力し、この計画を推進するとともに、他の行政機関、市町村、民間団体、道民の皆さんには、この計画の推進への理解と協力を要請します。

3 計画の期間

計画期間は、平成31年度から概ね5年間とし、法又は国の基本方針が見直された場合や、社会情勢の変化に伴い、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

第2 配偶者からの暴力被害の現状

1 被害の状況

内閣府では、男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するため、平成14年から3年ごとに「男女間における暴力に関する調査」を実施しています。

平成29年度の同調査では、配偶者からの暴力被害を受けたことがある人は、26.2%となっており、約4人に1人が、配偶者からの暴力を受けた経験を有しており、性別では、女性の約3人にひとり、男性の約5人にひとりの割合となっています。

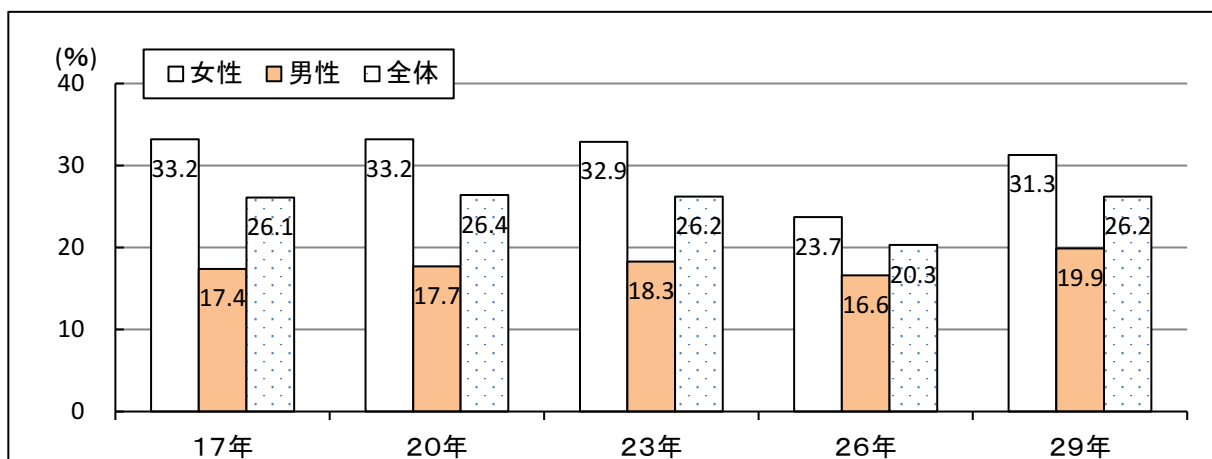
平成17年度以降の調査結果を時系列的に比較すると、平成26年度調査では、女性の被害者の減少が見られましたが、配偶者からの被害経験自体には、大きな変化はみられません。

(図1)

平成29年の調査では、被害の内容として、男女ともに、「身体的暴行のみ」と「身体的暴行とその他の被害の重複」を合わせ、身体的暴行を受けている人の割合が高くなっています。

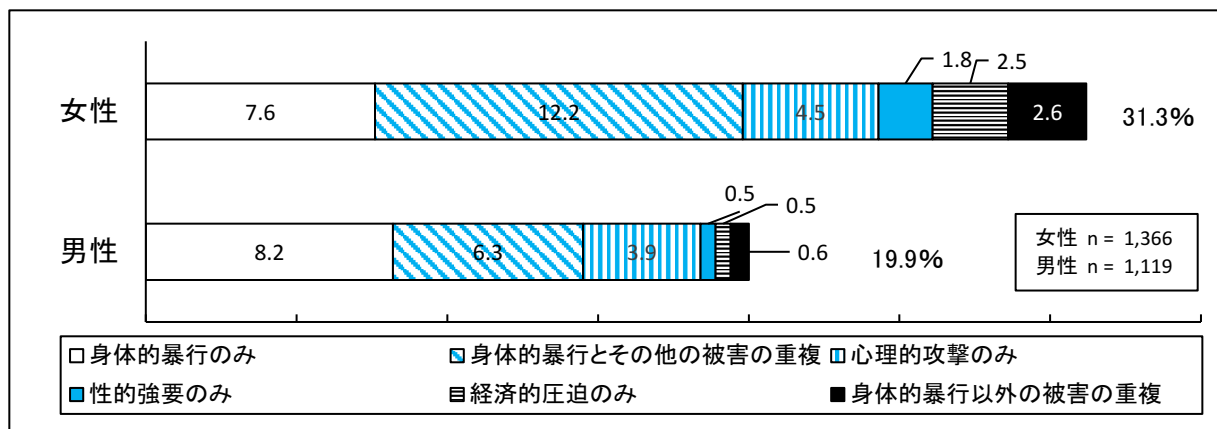
(図1-2)

図1 配偶者からの被害経験（これまで）（配偶者がいる（いたことのある）人のうち）



(資料出所：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」)

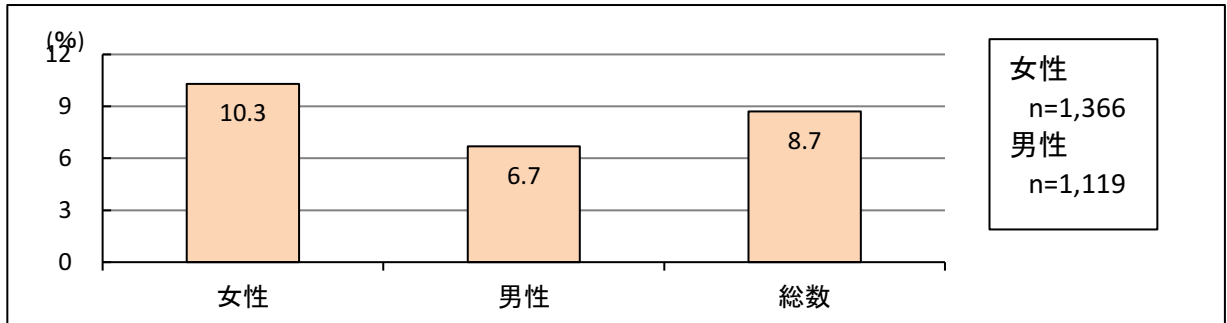
図1-2 配偶者からの被害経験（被害の内容）



(資料出所：平成29年度内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」)

また、これを1年以内に被害にあったことのある人に限っても、配偶者がいる（いたことがある）女性の約10人に1人が、何らかの被害にあっていると回答しています。（図2）

図2 配偶者からの被害経験（過去1年以内）（配偶者がいる（いたことのある）人）

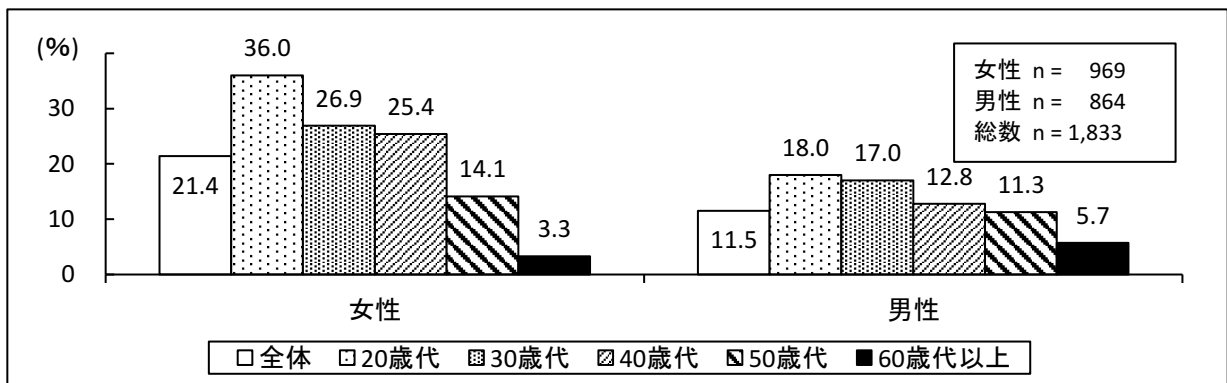


（資料出所：平成29年度内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」）

交際相手からの被害については、女性の約5人に1人、男性の約9人に1人が受けており、特に、20歳代の女性では、36%の方が被害を受けたことがあると回答しています。（図3）

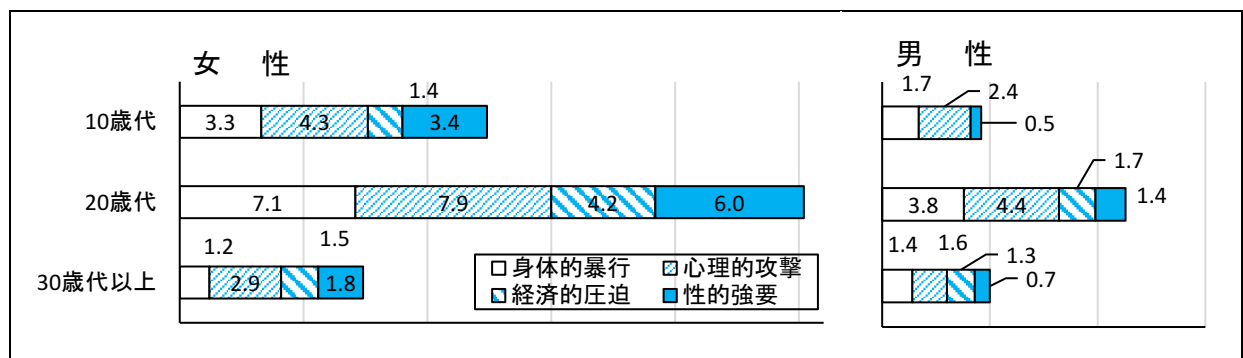
被害にあった年代では、男女ともに20歳代が高く、被害の内容としては、心理的攻撃、身体的暴行が高くなっています。（図3-2）

図3 交際相手からの被害経験（これまで）（結婚している方は、結婚前）



（資料出所：平成29年度内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」）

図3-2 交際相手からの被害経験（被害時の年齢）



（資料出所：平成29年度内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」）

2 相談等の状況

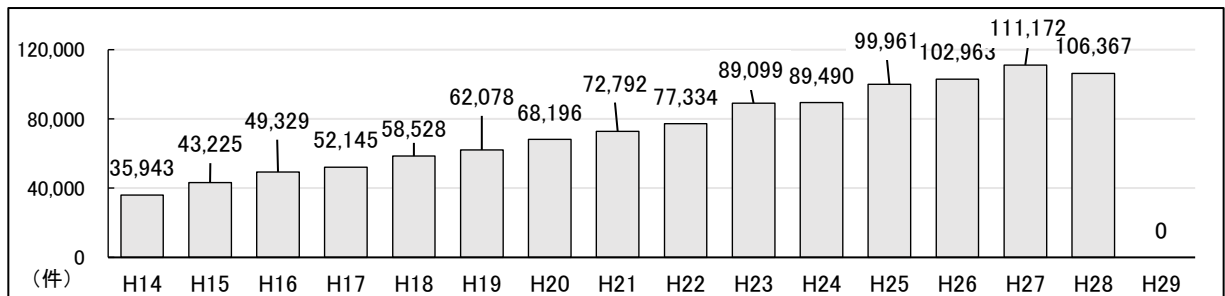
(1) 全国の状況

a 相談

全国の配偶者暴力相談支援センターの設置数は、平成 29 年 3 月現在で、272 ヶ所となっており、前回計画策定前年の平成 25 年 7 月現在に比べ 40 ヶ所増加しました。

また、同センターにおける全国の相談件数は、平成 28 年度は 106,367 件となっており、5 年前の平成 23 年度に比べると、17,268 件、約 20%増加しています。(図 4)

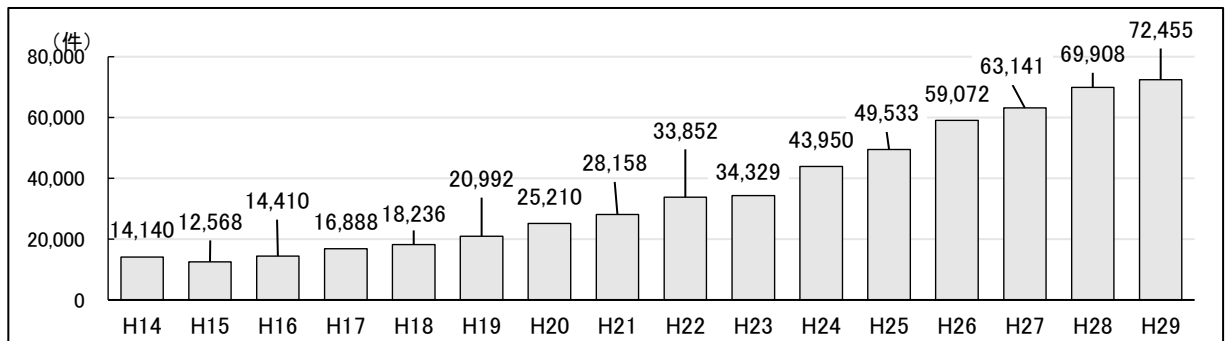
図 4 全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



(資料出所：内閣府男女共同参画局)

全国の警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、年々増加しており、平成 29 年は、72,445 件と、5 年前の平成 23 年度に比べると、約 2 倍に増加しています。(図 5)

図 5 全国の警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数

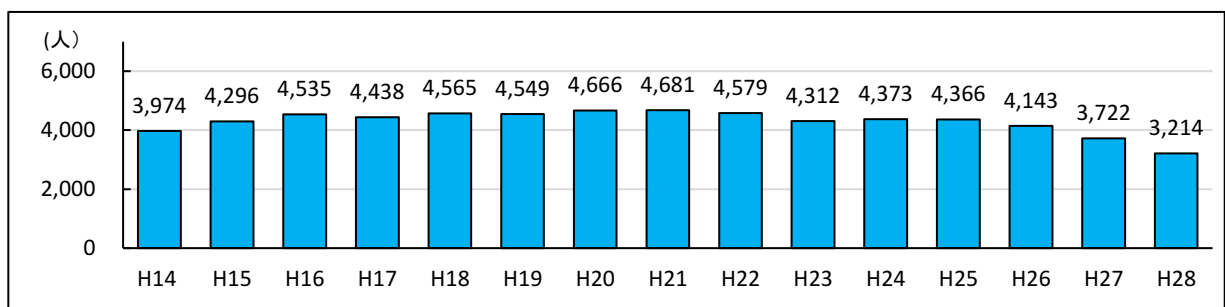


(資料出所：警察庁)

b 一時保護

全国の婦人相談所における一時保護人数は、減少の傾向にありますが、依然として 3,000 人を超える方が配偶者からの暴力により一時保護されています。(図 6)

図 6 全国の婦人相談所における一時保護人数

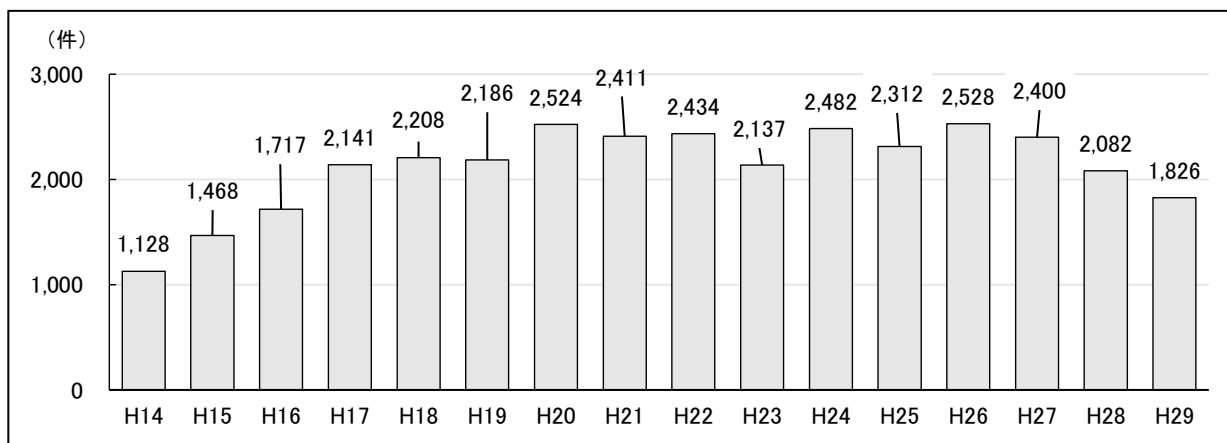


(資料出所：厚生労働省)

c 保護命令

配偶者暴力防止法に基づく全国の保護命令事件の処理（保護命令発令）件数は、平成 17 年以降、毎年、2,000 件を超えていましたが、平成 29 年は、前年より 2 割程度減少し、1,826 件となっています。（図 7）

図 7 全国の保護命令件数



（資料出所：最高裁判所）

d 配偶者による暴力事件

警察では、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法や配偶者暴力防止法その他の関連法令の積極的な適用による加害者の検挙を推進しており、全国の刑法犯等の検挙件数は、平成 26 年以降、急増しています。

なお、配偶者暴力防止法の保護命令違反の検挙件数は、平成 25 年以降、概ね 100 件前後で推移しています。（表 1）

表 1 配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移（全国）

区 分 \ 年 次	H25	H26	H27	H28	H29
刑法犯等検挙件数	4,300	6,875	7,914	8,291	8,342
殺人（未遂含む）	61	102	99	102	91
傷害（致死含む）	2,000	2,891	2,965	2,991	2,937
暴行	1,771	3,202	4,091	4,409	4,510
脅迫	97	144	143	153	149
住居侵入	44	58	59	62	63
その他	327	478	557	574	592
保護命令違反検挙件数	110	120	106	104	80

（資料出所：北海道警察本部）

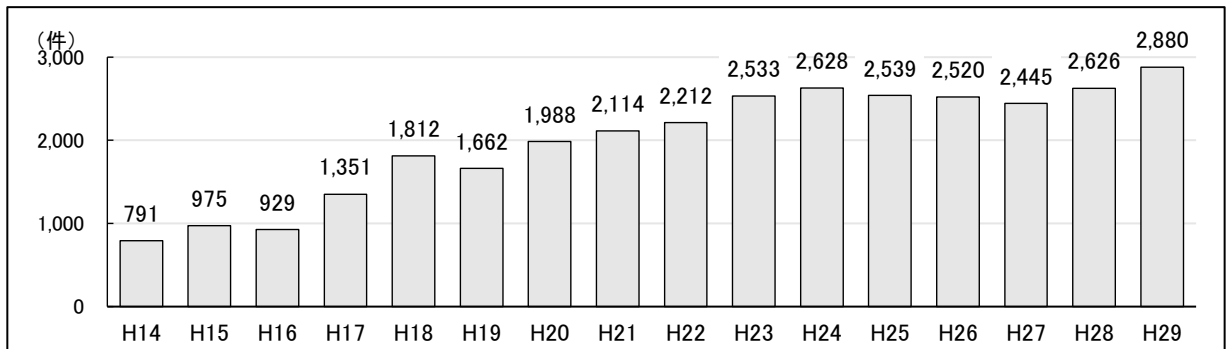
(2) 北海道の状況

a 相談

道内の配偶者暴力相談支援センターの設置数は、平成 29 年度末現在で 20 ヶ所となっており、同センターでの相談件数は、平成 24 年度までは右肩上がり増加傾向で推移してきましたが、近年は横ばいで推移しており、平成 29 年度は、2,880 件となっています。(図 8)

なお、地域別の相談受理は、札幌市が一番多く、1,388 件となっています。(表 2)

図 8 北海道の配偶者暴力相談支援センターの相談件数



(資料出所：北海道環境生活部)

表 2 配偶者からの暴力被害者の地域別相談受理件数 (平成 29 年度実績)

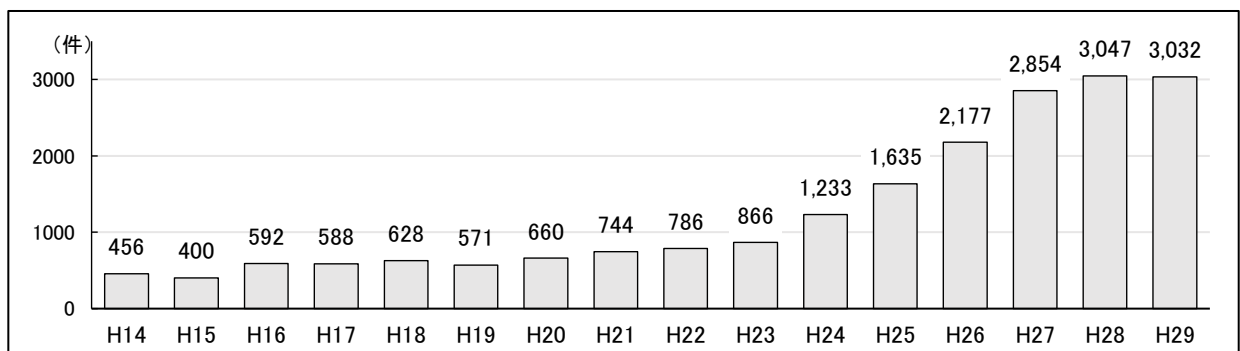
区分	札幌市	空知総合振興局	知床振興局	石狩振興局	後志総合振興局	志総合振興局	胆振総合振興局	日高振興局	高松振興局	渡島総合振興局	島根総合振興局	檜山振興局	山形総合振興局	川上総合振興局	留萌振興局	宗谷総合振興局	オホーツク総合振興局	十勝総合振興局	釧路総合振興局	根室総合振興局	室蘭振興局	道外	不明	総数
相談件数	1,388	43	110	22	179	7	452	5	129	1	7	15	79	94	9	8	332	2,880						
(%)	(48.2)	(1.5)	(3.8)	(0.8)	(6.2)	(0.2)	(15.7)	(0.2)	(4.5)	(0.0)	(0.2)	(0.5)	(2.7)	(3.3)	(0.3)	(0.3)	(11.5)							

(資料出所：北海道環境生活部)

配偶者暴力相談支援センター以外の相談窓口としては、北海道警察のほか、民間シェルター(8カ所)、法務局(4カ所)、婦人相談員を設置している市(12市)があります。

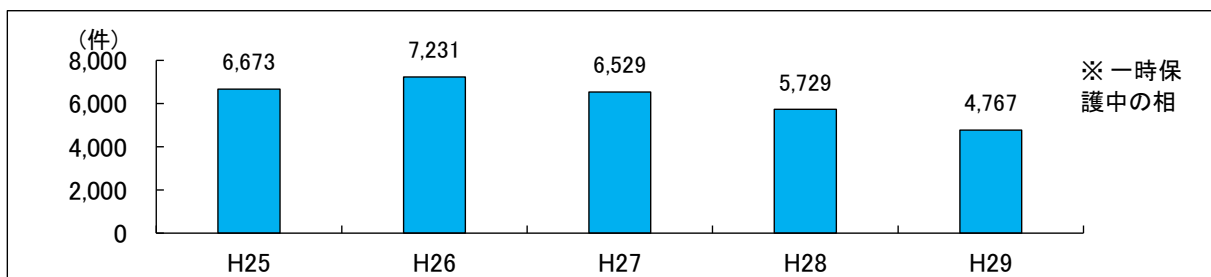
道内の関係機関における相談等件数は、事案の凶悪化を背景とした対策の強化等により、北海道警察における相談等件数が、平成 24 年以降大幅に増加していますが、道内の相談件数全体では、横ばいで推移しています。(図 9～図 13)

図 9 北海道警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数



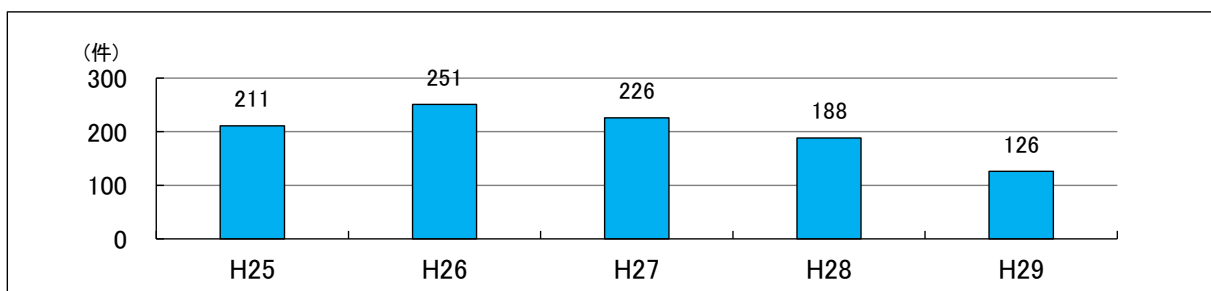
(資料出所：北海道警察本部)

図 10 民間シェルター相談件数（8カ所の合計）



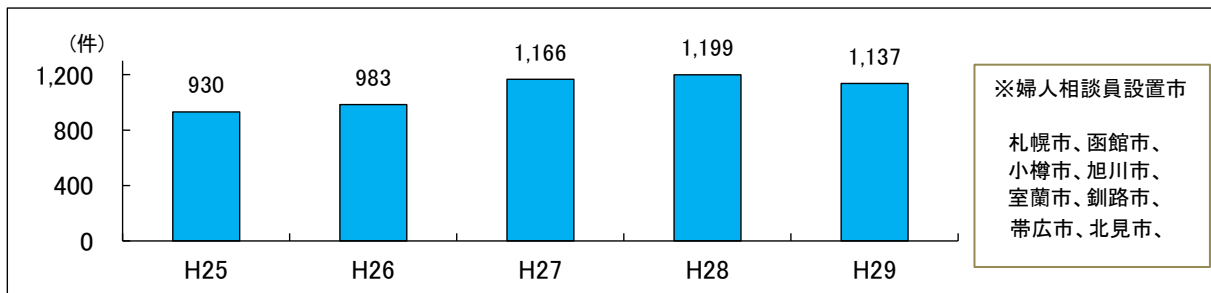
（資料出所：北海道環境生活部）

図 11 法務局の相談件数（全道4カ所の合計）



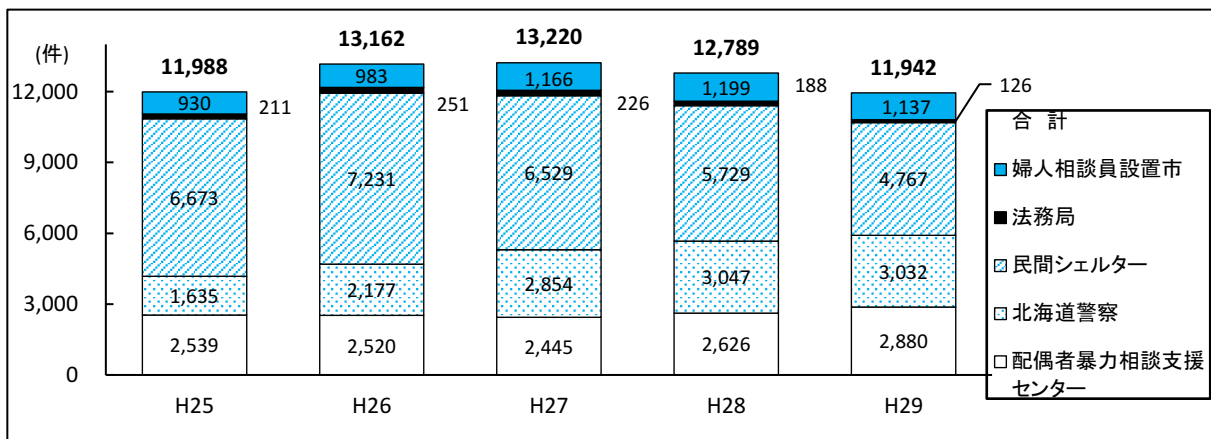
（資料出所：札幌法務局）

図 12 婦人相談員設置市における相談件数（配偶者暴力による来所相談）



（資料出所：北海道環境生活部）

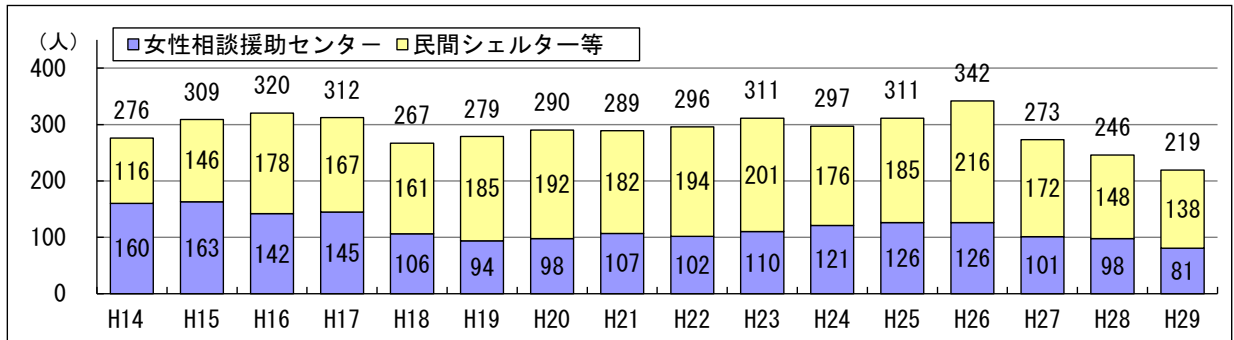
図 13 道内の主な配偶者暴力被害者相談機関の相談状況（図8から図12までの合計）



b 一時保護

道内における配偶者からの暴力被害者の一時保護については、道立女性相談援助センターのほか、迅速かつ広域的に行うため、厚生労働大臣の定める基準を満たす民間シェルター8ヶ所及び母子生活支援施設・救護施設4ヶ所で行っており、これらを合わせた一時保護人数は、平成27年度以降、減少傾向にあり、平成29年度の一時保護人数は、配偶者暴力防止法の施行以降、最少の219人となっています。（図14）

図14 道立女性相談援助センター等における一時保護人数



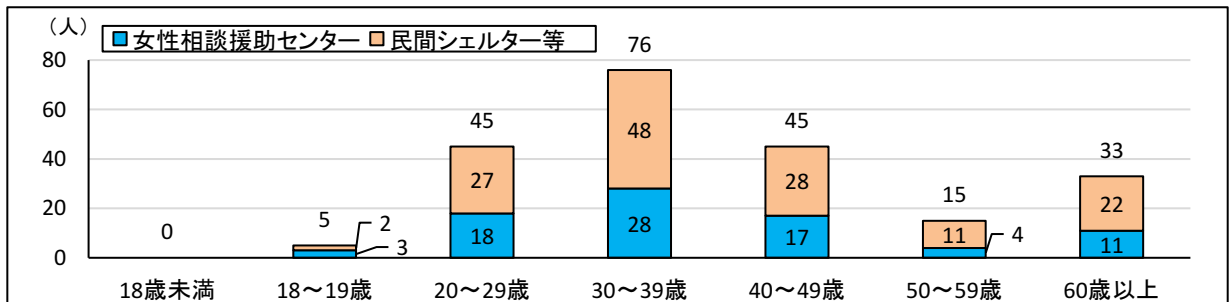
（資料出所：道立女性相談援助センター）

平成29年度の一時保護入所者の状況を見ると、年齢別では、従前から同様に30歳代を頂点とする山なりの状況となっており、20歳から40歳代で約8割を占めています。（図15）

世帯類型では、単身者が90人、同伴者のある人が129人となっており、被害者のうち半数以上の方が、子どもなど家族を同伴している状況となっています。（表3）

また、一時保護所入所に至る経路別では、警察関係が最も多く88人(40.2%)、次いで、市の婦人相談員(19.6%)、他の相談機関(14.2%)などとなっています。なお、本人自身や配偶者暴力相談支援センターからの依頼は18.2%となっています。（表4）

図15 年齢別一時保護状況（平成29年度実績）



（資料出所：道立女性相談援助センター）

表3 世帯類型別一時保護状況（平成29年度実績）

（単位：人）

区分	単身	同伴あり	総数
女性相談援助センター	38	43	81
民間シェルター等	52	86	138
計	90	129	219
(%)	(41.1)	(58.9)	(100.0)

※人数には同伴する子どもはふくまない。

（資料出所：道立女性相談援助センター）

表4 経路別一時保護状況（平成29年度実績）

（単位：人）

区分	本人自身	DVセンター	警察関係	法務関係	他県の婦人相談所	市の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	縁故者・知人	その他	総数
女性相談援助センター		5	43			21	4	8						81
民間シェルター等	20	15	45			22	4	23		3		1	5	138
計 (%)	20 (9.1)	20 (9.1)	88 (40.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	43 (19.6)	8 (3.7)	31 (14.2)	0 (0.0)	3 (1.4)	0 (0.0)	1 (0.5)	5 (2.3)	219 (100.0)

※他の相談機関には、振興局、町村、民間シェルター等を含む。
 ※人数には同伴する子どもを含まない

（資料出所：道立女性相談援助センター）

表5 被害者の居住地域別一時保護状況（平成29年度実績）

（単位：人）

区分	札幌市	空知総合振興局	石狩振興局	後志総合振興局	胆振総合振興局	日高振興局	渡島総合振興局	檜山振興局	上川総合振興局	留萌振興局	宗谷総合振興局	オホーツク総合振興局	十勝総合振興局	釧路総合振興局	根室総合振興局	室蘭振興局	道外	総数
女性相談援助センター	44	4	12	3	3				2	1		2	4	2	2	2	2	81
民間シェルター等	8		7	1	44	3	37		8			8	6	7			9	138
計 (%)	52 (23.7)	4 (1.8)	19 (8.7)	4 (1.8)	47 (21.5)	3 (1.4)	37 (16.9)	0 (0.0)	10 (4.6)	1 (0.5)	0 (0.0)	10 (4.6)	10 (4.6)	9 (4.1)	2 (0.9)	11 (5.0)	11 (5.0)	219 (100.0)

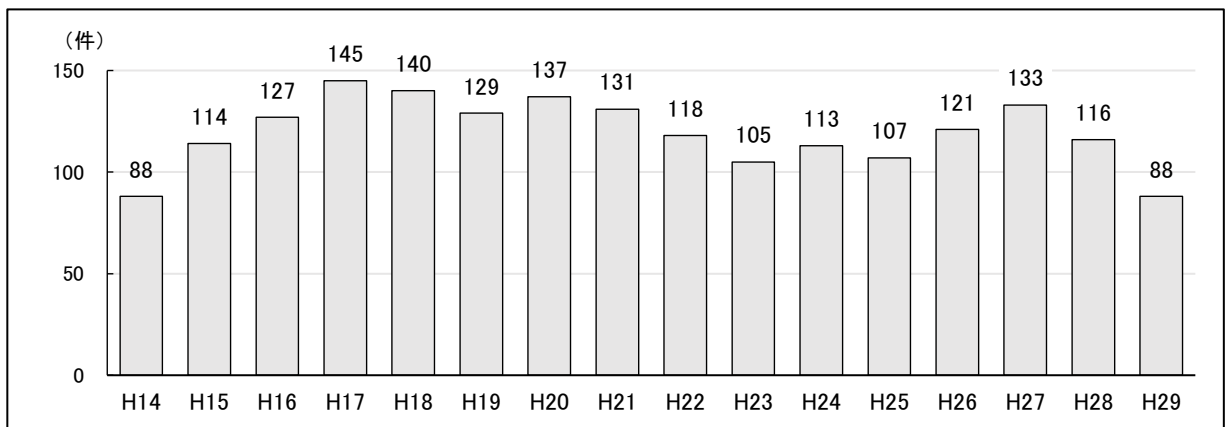
※人数には同伴する子どもを含まない

（資料出所：道立女性相談援助センター）

c 保護命令

平成29年における道内の保護命令事件の処理（保護命令発令）件数は、前年より2割程度減少し、平成17年以降最小の88件となっています。（図16）

図16 道内の保護命令件数



（資料出所：最高裁判所）

d 配偶者による暴力事件

道内における配偶者からの暴力事案等の刑法犯等検挙件数は、全国と同様に平成 26 年以降、急増しています。

なお、平成 29 年度の配偶者暴力防止法の保護命令違反の検挙件数は、4 件となっています。（表 6）

表 6 配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移（道内）

年次 区 分	H25	H26	H27	H28	H29
刑法犯等検挙件数	191	268	282	474	688
殺人（未遂含む）	2	5	6	4	4
傷害（致死含む）	99	142	135	162	163
暴行	68	91	100	273	486
脅迫	4	4	7	10	10
住居侵入	2	2	2	2	6
その他	16	24	32	23	19
保護命令違反検挙件数	0	1	4	2	4

（資料出所：北海道警察本部）

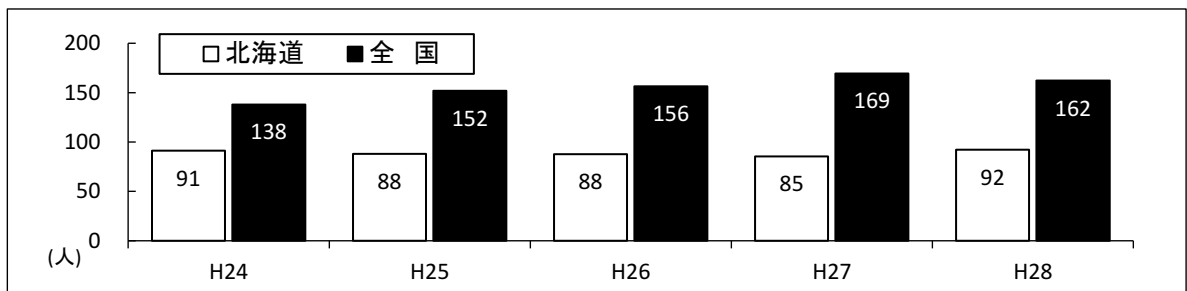
(3) 全国との比較

配偶者暴力相談支援センターの相談件数（図 4、図 8）、婦人相談所等における一時保護人数（図 6、図 14）及び裁判所による保護命令件数（図 7、図 16）について、女性の人口 1 万人当たりの割合を過去 5 年間の状況で比較すると、相談件数は全国の概ね 6 割程度ですが、一時保護件数は、全国の約 1.5 倍となっています。

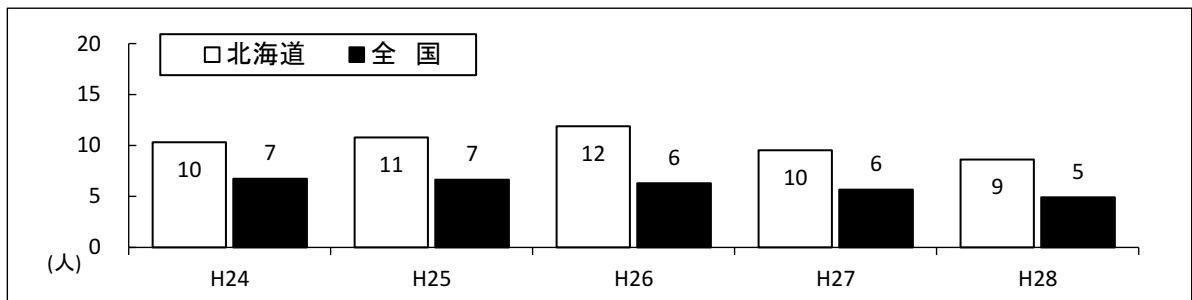
なお、保護命令の件数は全国と大きな差はみられません。（図 17）

図 17 全国との比較（女性の人口 1 万人当たり）

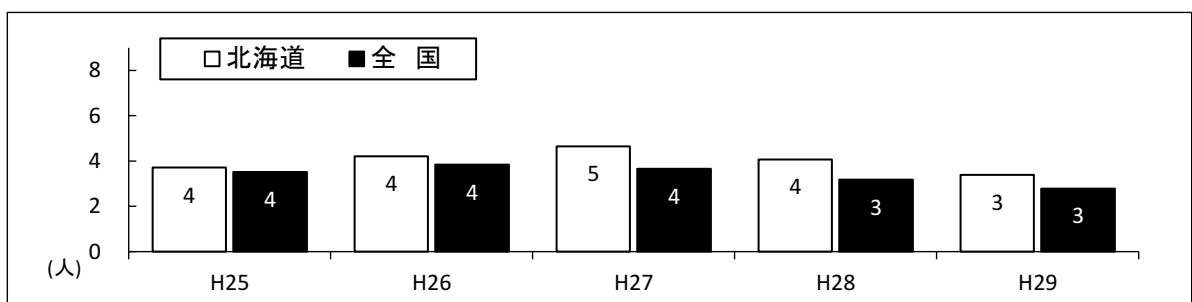
(1) 配偶者暴力相談支援センターの相談件数



(2) 一時保護件数



(3) 保護命令件数



第3 施策の概要

1 基本的な考え方

（配偶者暴力を始めとした男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶）

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、身体に対する暴力だけではなく、精神的な暴力や性的な暴力等、身体的な暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をも含むものです。

配偶者からの暴力を根絶するためには、国、道、市町村が防止等に向けた施策を積極的に実施することはもとより、道民一人ひとりが配偶者や交際相手等のパートナー、親しい男女間の暴力が重大な人権侵害であることについて認識を深め、これを容認しない社会の実現に向けて主体的に取り組むことが必要です。

北海道は、北海道男女平等参画推進条例の趣旨にのっとり、配偶者や交際相手等のパートナーからの暴力など男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶を目指します。

（配偶者暴力と児童虐待）

子どもがいる家庭での配偶者に対する暴力は、子どもに対する直接の暴力との関係が指摘されるばかりでなく、子どもに対して、著しい心理的外傷を与える言動を行うことから、児童虐待に当たります。

配偶者暴力が、次世代を担う子どもたちの育成に深刻な影響を与えるという観点からも、その根絶を目指さなければなりません。

（被害者の立場に立った切れ目のない支援）

配偶者からの暴力は、その防止と併せ、通報や相談への対応、一時保護、自立支援等多くの段階にわたり、被害者に、最も身近な行政主体である市町村をはじめ多様な関係機関等による切れ目のない支援を必要とする問題であり、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、被害者の意思を尊重した支援を行う必要があります。

また、本道の広域性を踏まえ、関係機関や団体等における適切な役割分担のもと、相互連携を図りながら、地域に根ざしたきめ細やかな支援を行うことが重要です。

（被害者の保護）

配偶者からの暴力は、家庭という人目にふれることの少ない場所で、配偶者間という親密な関係の中で起こることから潜在化しやすく、個人的問題として矮小化され、加害者も罪の意識が薄く、被害が深刻化しやすいという特性があります。

こうしたことから、被害者の保護に当たっては、配偶者からの暴力の被害が深刻化する前のできるだけ早い段階での発見や相談体制の充実に努めるなど、被害の未然防止と早期発見、被害者の安全を第一とした迅速で適切な保護が求められています。

（自立支援）

被害者が将来に向けて安心して安全な生活を送ることができるよう、被害者が精神的、身体的ダメージから回復し、精神的、経済的にも自立するために、被害者の状況と意思に応じた多様な支援が必要とされており、こうした自立支援に向けた総合的な体制づくりを進めていく必要があります。

(関係機関、団体の連携)

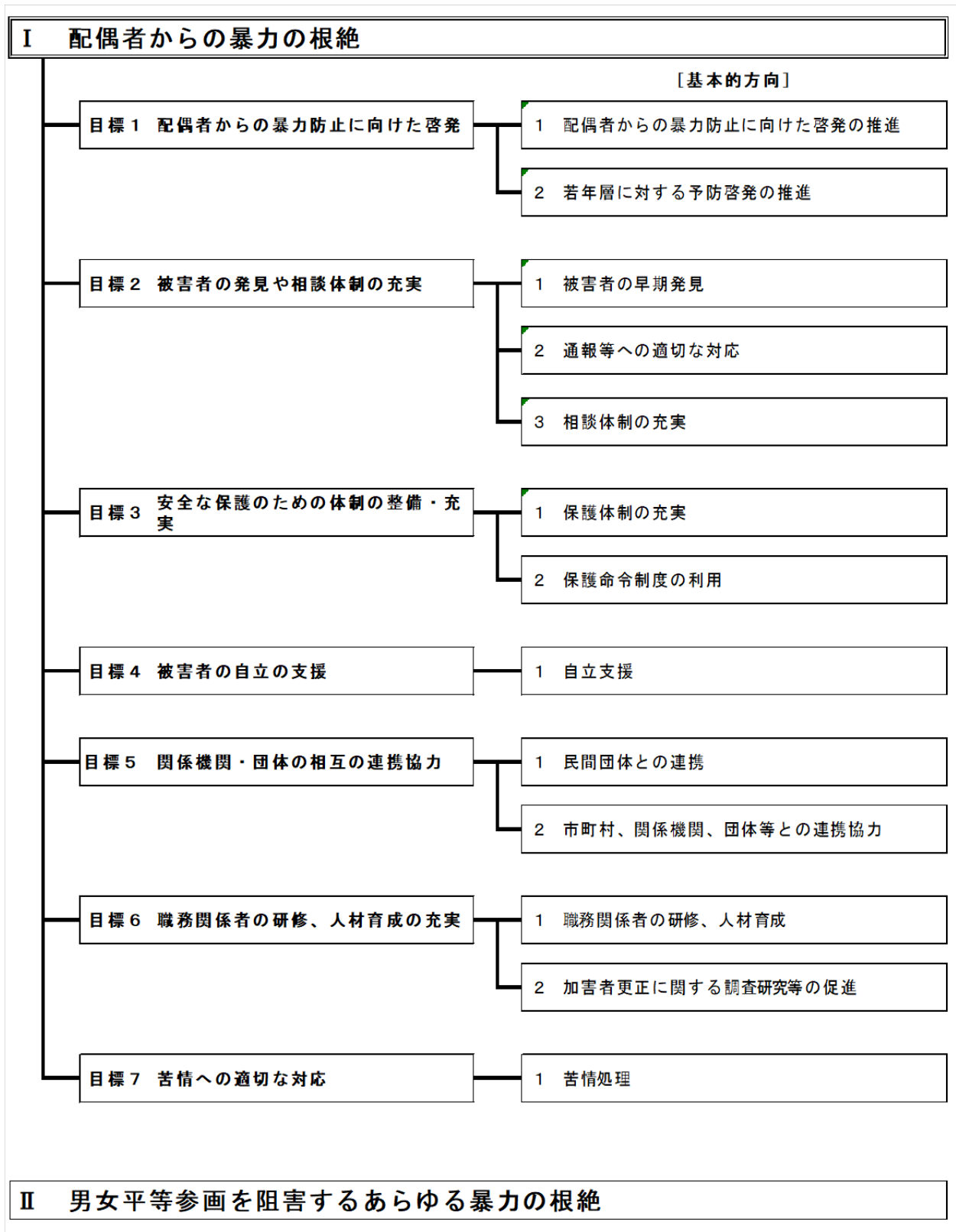
配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に当たっては、啓発、発見、相談、一時保護、自立の各段階で、様々な関係機関、団体がそれぞれの役割に沿って活動や支援を行っています。

それぞれの機関、団体が持つ機能をより有機的に発揮し、総合的、継続的な取組としていくためには、関係機関、団体が配偶者からの暴力に対する認識を共有し、相談、保護、自立の各段階で相互に緊密に連携を図りながら、一体的な対応を行うことが求められています。

このような認識を踏まえて、以下の基本的な考え方にに基づき施策を推進します。

- 1 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力を容認しない社会づくり、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け啓発を進めます。
- 2 被害者の安全の確保を第一に、配偶者からの暴力の被害が深刻化する前のできるだけ早い段階での発見や相談体制の充実を図ります。
- 3 被害者の安全の確保を図るため、被害者と子どもの適切な保護に努めます。
- 4 被害者の状況や意思に応じた総合的、継続的な支援に努め、被害者の自立を支援します。
- 5 関係機関、団体の相互の連携協力を促進し、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援のための切れ目のない支援に向けたネットワークの充実に努めます。
- 6 被害者が安心して支援を受けられることができるよう職務関係者の研修や啓発に努めるとともに加害者更生の調査研究の促進に努めます。
- 7 被害者からの苦情に対しては、二次被害が生じることのないよう適切に対応します。

2 施策の体系



第4 基本的な方向と具体的な取組

I 配偶者からの暴力の根絶

目標1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発

1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力を容認しない社会づくりに積極的に取り組む必要があります。なお、配偶者からの暴力の被害者の多くは女性ですが、男性や性的マイノリティの方の被害もあります。

そのため、北海道男女平等参画推進条例の趣旨にのっとり、配偶者や交際相手等のパートナー、親しい男女間の暴力等、男女平等参画を阻害する暴力的行為の根絶に向けて、加害者含め、男女を問わず全ての人の心に届く、啓発に取り組めます。

※ 平成30年度の道民意識調査の結果を反映した記述に変更

また、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下、「児童虐待防止法」という。）では、児童への暴行等に加え、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも、児童虐待に含まれることが規定されており、こうした言動から児童を守るための啓発に取り組めます。

さらに、被害者の適切な保護のため、通報や一時保護や保護命令等に関わる具体的な制度について併せて啓発を進めます。

〔施策の方向〕

配偶者からの暴力防止に向けた啓発については、特に次の点について道民の認識を高めるため、関係機関・団体と連携し、より積極的な広報・啓発及び教育に取り組みます。

i 配偶者暴力についての認識の一層の浸透

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて啓発に努めます。

また、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力だけでなく、精神的な暴力や性的な暴力等も含まれることなど、「配偶者暴力」についての認識が一層浸透するよう啓発に努めます。

ii 配偶者からの暴力被害者保護制度の啓発

被害者の適切な保護に向け、法の趣旨や内容、保護命令制度の利用のほか、相談窓口や一時保護等、被害者の保護に関わる具体的な制度について啓発を進めます。

iii 児童虐待との関わりについての啓発

配偶者からの暴力が子どもに深刻な影響を与えるものであることを踏まえ、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも、児童虐待に含まれることについても啓発に努めます。

v 外国人や障がい者への啓発

日本語の理解が十分でない外国人の被害者や障がいのある被害者に対して、適切に情報が提供されるよう努めます。

〔取組〕

- 道のホームページなどの広報媒体の活用、情報誌の発行等
- 一般道民や企業等を対象としたパネル展やセミナーの開催
- マスメディア（新聞、テレビ、ラジオ等と連携した啓発活動
- 市町村や関係行政機関、民間団体、大学等と連携した広報活動
- 日本語の理解が十分でない外国人の被害者や障がいのある被害者へのリーフレット等を活用した啓発

2 若年層に対する予防啓発の推進

配偶者からの暴力を防止するためには、学校・家庭・地域など、あらゆる場で人権尊重の意識を高めていくことが重要です。

とりわけ、若年層に対し配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を提供することは有用であることから、関連機関や民間団体との連携により、若年層を対象とした啓発活動に取り組みます。

なお、若年層への啓発に当たっては、インターネットなど多様な媒体を活用するなど、効果的な手法について工夫に努めます。

また、学校では、人権教育の中でこの問題を取り上げるとともに、児童生徒の発達段階に応じ、配偶者や交際相手からの暴力に関する予防教育を行うことが求められることから、教員や学校関係者に対する理解の促進を図ります。

〔施策の方向〕

i 人権尊重、男女平等参画の視点に立った教育の推進

学校、家庭、地域社会において、人権尊重や男女平等参画の視点に立った教育を進めます。

〔取組〕

- 子どもの人権や男女平等参画に関する教育の推進
- 学校関係者を対象とした研修会の開催による配偶者暴力や交際相手からの暴力に関する理解促進
- 学校における予防教育の推進
- 学校教育関係者との連携による学習に必要な教材等の作成

ii 若年層への効果的な啓発の推進

交際相手からの暴力に関する若者への理解促進と相談窓口の周知を図ります。

〔取組〕

- リーフレットの作成・配布等による若年層への啓発
- 若年層を対象とした予防啓発の充実
- 青少年団体と連携した啓発活動
- 学校教育関係者との連携による交際相手からの暴力に関する知識や相談窓口の周知・啓発

目標 2 被害者の発見や相談体制の充実

1 被害者の早期発見

配偶者からの暴力は、家庭という人目にふれることの少ない場所で、配偶者間という親密な関係の中で起こることから、潜在化しやすく被害が深刻化しやすいという特性があります。このため、被害者の早期発見と安全確保を第一に、迅速かつ適切な対応が求められています。

(1) 通報による早期発見

配偶者の暴力から被害者を保護するためには、被害が深刻化する前のできるだけ早い段階で、通報等により暴力を発見することが必要です。

そのためには、一般の方々からの通報等、被害者の身近な方々の支援が重要です。

また、学校や児童相談所、保健所などとの連携や啓発を一層進めることが必要です。

〔施策の方向〕

i 通報の意義についての啓発

法では、一般の方々に対し、配偶者からの暴力を受けている者を発見した場合は、その旨を配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報するよう努めなければならないとされていることを踏まえ、早期発見の意義等について、様々な機会を活用して啓発に努めます。

ii 関係機関への通報の啓発

学校や児童相談所、保健所など配偶者からの暴力の早期発見につながる可能性のある機関や団体等への啓発に努めます。

iii 福祉関係者との連携

民生委員、児童委員などは、相談業務を行う中で被害者を発見しやすい立場にあることから、適切な対応ができるよう、連携に努めます。

〔 取 組 〕

- 道の広報媒体、リーフレット、インターネットなどの活用
- 学校や児童相談所、保健所などの関係機関や団体、市町村等に対する積極的な情報提供

(2) 医療関係者等からの通報

医師その他の医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等。以下「医療関係者」という。）は、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にあり、法においても、医療関係者が業務を行うに当たって被害者を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができることとされ、当該通報は守秘義務違反に当たらないとされています。

このため、医療関係者には、法の趣旨を踏まえ、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対して積極的に通報を行う役割が期待されます。

一方、通報に当たっては、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要であり、通報の同意を得られない場合は、被害者自らの意思に基づき配偶者暴力相談支援センターや相談機関等を適切に利用できるよう、関係機関に関する情報を提供することが必要です。

医療関係者からの通報は、信頼関係と安全確保の観点から、原則として、被害者の明示的な同意が確認できた場合に行うことが望ましいと考えられますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

また、民生委員、児童委員等の福祉関係者は、医療関係者と同様、相談援助業務や対人援助業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあり、被害者の発見や通報において積極的な役割が期待されます。

〔 施策の方向性 〕

i 医療関係者への啓発

医療関係者に対し、通報や情報提供に関する法の規定と、被害者を発見した際の対応について、医師会等関係機関と連携した啓発に努めます。

ii 被害者保護に向けた連携

配偶者からの暴力について、情報交換を行うなど、医療関係者との連携に努めます。

〔 取 組 〕

- 「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」の活用促進による被害者の発見、保護に向けた連携
- 相談機関に係る情報が、被害者に確実に提供されるよう、医療関係者に対する周知
- 連絡会議等への参画等による医師会との連携の推進
- 救急隊員への法の趣旨の周知

iii 福祉関係者との連携

民生委員、児童委員などは、相談業務を行う中で被害者を発見しやすい立場にあることから、適切な対応ができるよう、連携に努めます。

〔取組〕

- 北海道民生委員、児童委員連盟が開催する研修会への講師派遣や研修資料の提供など、被害者の発見、保護に向けた連携
- 関係機関連絡会議における民生委員・児童委員向け相談対応マニュアルの周知と、研修を通じた利用の促進

2 通報等への適切な対応

通報を受けた配偶者暴力相談支援センター又は警察官は、被害者の安全確保を第一として、被害防止の措置や被害者の相談、一時保護の迅速かつ適切な対応が求められます。

(1) 配偶者暴力相談支援センター

〔施策の方向〕

i 被害者の安全確保

被害者の安全確保を第一に、警察官や市町村などの関係機関と連携を図り、迅速かつ適切な対応に努めます。

また、被害者が高齢者又は障がい者で、通報の内容から虐待に当たると思われる場合は、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）」又は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」に基づき、市町村に通報するとともに、その後の支援に際して、市町村と十分な連携を図ります。

〔取組〕

- 通報を受けた場合の被害者の安全の確認
- 通報者に対する被害者への配偶者暴力相談支援センターの利用に関する情報の提供等の協力依頼
- 医療機関専用電話の活用による通報への適切な対応
- 被害者に対し、配偶者暴力支援センターが行う支援の説明など安全確保の助言や必要な保護を受けることを勧奨
- 危険急迫の場合は、警察に通報するとともに、被害者に、一時保護を受けることを勧奨
- 通報者の氏名等を公にすることがないように注意
- 高齢者虐待又は障がい者虐待に当たる場合は、市町村に通報するとともに、届け出に関する説明を行うなどの支援を実施

(2) 警察

〔施策の方向〕

i 被害の防止

警察官は、通報やパトロールでの発見により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

〔 取 組 〕

- 暴力の制止、応急の救護を要すると認められる被害者の保護
- 必要な捜査の実施及び被害の発生を防止するための措置
- 被害者に対して、事案に応じた必要な自衛措置
- 配偶者暴力相談支援センター等の関係機関や保護命令制度の教示等

3 相談体制の充実

本道においては、その広域性を考慮して相談体制の充実を図る必要があります。

また、被害者が身近な地域で相談したり情報を入手できるよう、きめ細かな対応を図るが重要です。

現在、道内 20 ヶ所の配偶者暴力相談支援センター（全道 16 ヶ所、札幌市 2 ヶ所、旭川市、函館市各 1 ヶ所）のほか警察署や民間シェルター、市町村、民生委員・児童委員、人権擁護機関、福祉事務所、保健所等が配偶者からの暴力や関連する問題について、相談対応を行っています。

また、北海道被害者相談室や性暴力被害者支援センター（さくらこ）にも、配偶者暴力の相談が寄せられています。

配偶者からの暴力に関する相談は、内容が多岐にわたることから、配偶者暴力相談支援センターやその中核的機関である道立女性相談援助センターの相談機能を充実するとともに、福祉、保健、人権擁護、教育など関連する専門分野の機関や団体、市町村とのネットワークの充実を図るなど、全道的な相談体制の整備に努めます。

被害者の身近な相談機関として、市町村の関係部署や地域の保健所などは重要な役割を果たしています。特に、市町村は基礎的自治体として、被害者支援に直接つながる多様な機能を有していることから、今後、一層市町村との連携を深め、被害者の身近な相談体制の充実に努めます。

また、国や道、民間団体の調査において、配偶者からの暴力が行われている家庭では、同時に児童への暴力との関係が指摘されていることから、児童相談所等の関係機関との連携も重要です。

児童虐待防止法では、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも児童虐待に含まれることが規定されていることから、特に同伴する子どもに関して、児童相談所等の関係機関と連携し、保護及び支援等適切な対応に努めます。

被害者への相談対応に当たっては、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、プライバシーの保護、安全と安心の確保、受容的な態度で相談を受けることなど被害者の人権に配慮した対応に努めるとともに、性別にかかわらず、相談しやすい環境の整備に努めます。

(1) 配偶者暴力相談支援センター

道の配偶者暴力相談支援センターとして、現在、道立女性相談援助センター、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室及び各（総合）振興局保健環境部環境生活課（14 ヶ所）の合計 16 ヶ所が設置されており、各センターでは、配偶者からの暴力の相談に対して、必要な助言等を行っています。

また、中核施設である道立女性相談援助センターでは、被害者の心身の健康を回復させるための心理相談や自立支援、保護命令制度についての情報提供、関係機関との連絡調整等の

支援を行っています。

このほか、道では、視覚障がいのある相談者向けの点字版リーフレットを作成し、各配偶者暴力相談支援センターや市町村に配付しています。

被害者からの相談に対応するために、引き続き、配偶者暴力相談支援センターの相談機能の強化と関係機関との連携の充実に努めます。

〔施策の方向〕

i 道立女性相談援助センターの相談機能の強化

道立女性相談援助センターには、相談や心理判定等を担う職員をはじめ、嘱託医等を配置しており、道の中核的な配偶者暴力相談支援センターとして、他の相談機関からの処遇困難なケースに関わるアドバイス要請に対応できるよう、相談機能の強化に努めます。

また、福祉、保健、人権擁護、教育等に関連する専門分野の機関、団体との連携を図り、多様な相談に対する機能の充実に努めます。

ii 関係機関との全道的ネットワークの充実による相談体制の整備

環境生活部くらし安全局道民生活課は、国及び関係機関からの情報提供、広報啓発、統計調査等、配偶者暴力防止施策に係る総合調整機関としての機能を果たすとともに、関係機関とのネットワークの充実を図り、全道的な相談体制の整備に努めます。

iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの充実による相談対応の推進

（総合）振興局の配偶者暴力相談支援センター（各（総合）振興局保健環境部環境生活課（14ヶ所））は、被害者に身近な市町村や地域の関係機関との連携を図るため、地域のネットワークの充実に努めます。

iv 被害者の人権に配慮した相談対応の推進

関係機関と連携し、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、人権に配慮した対応に努めます。また、被害者が、外国人、障がい者、高齢者であることを理由に、支援が受けにくいことにならないよう、それぞれの被害者の立場に立った配慮を行うよう努めます。

v 配偶者暴力から子どもを守る相談体制の整備

児童相談所等との連携による、同伴の子どもに対する相談体制の整備に努めます。

児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、児童相談所、市町村、福祉事務所、警察等の関係機関と連携し、子どもの保護及び支援のため、適切に対応します。また、各市町村の要保護児童対策地域協議会とも連携協力します。

〔取組〕

〈道立女性相談援助センター〉

- 道の中核的な施設としての機能の充実
- 関係機関との相互連携を進めるなど相談体制の一層の充実
- 弁護士による法律相談の実施

〈配偶者暴力相談支援センター（道立女性相談援助センターを含む）〉

- 日本語の理解が十分でない外国人の被害者や障がいのある被害者からの相談に適切に対応できるよう必要な研修等の充実
- 道立精神保健福祉センター等との連携による精神障がい等の問題に関する相談対応
- 関係機関に対する全国の配偶者暴力相談支援センターの連絡先等の情報発信
- 全道及び地域の関係機関連絡会議開催による情報共有

(2) 警察

被害者からの相談において、配偶者からの暴力が行われていると認められた場合は、警察がとり得る各種措置を教示した上で、被害者の意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえて捜査を開始するほか、刑事事件としての立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講じます。

〔施策の方向〕

i 相談体制の充実と関係機関との連携

警察は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、引き続き配偶者からの暴力に関する相談に対応していきます。

配偶者からの暴力は、身体に対する暴力に限られず、警察以外の機関において措置することが適切であると認められる事案もあり、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携をさらに強化していきます

〔取組〕

- 加害者に対する事件化の検討、厳正かつ積極的な捜査、指導警告、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒等の保護措置
- 被害者に対して、被害を自ら防止するための措置、法第8条の2に基づく援助制度や保護命令制度等の教示等
- 女性警察職員等による相談対応や相談しやすい環境への配慮
- 被害者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があった場合の必要な援助
 - a 避難その他の措置の教示
 - b 加害者に住所又は居所を知られない方法の教示
 - c 被害者が配偶者からの暴力等による被害を防止するための交渉を円滑に行うための措置
 - d その他申出に係る配偶者暴力等による被害を自ら防止するために適当と認める援助
- 被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、必要に応じた被害の届出の働きかけ
- 事案の兆候をいち早く把握するとともに、被害の未然防止、拡大防止を図るための関係機関との連携

(3) 市町村との連携

法第2条により、市町村は、配偶者からの暴力を防止し、被害者の自立支援や、適切な保護を図る責務を有しており、適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが市町村の努力義務とされています。北海道の広域性を考慮すると、身近な行政主体である市町村に支援の窓口となる配偶者暴力相談支援センターが設置されることが重要と考えます。

市町村は、基礎自治体として、福祉・保健・教育等多くの関係部署があり、被害者支援につながる多様な機能を有しており、相談から自立支法まで重要な役割を担っていることから、被害者の身近な相談機関である市町村との連携を強め、被害者の身近な相談体制の充実を図ります。

〔施策の方向〕

i 市町村の相談窓口との連携と支援

被害者に身近な相談窓口としての市町村による支援がより効果的に推進されるよう連携を進めます。

〔取組〕

- 被害者の相談に対して、総合的に連絡調整できる担当窓口の設置に向けた働きかけ
- 積極的な情報提供や研修機会の提供、職員研修や相談業務への助言等の支援の充実
- 配偶者暴力相談支援センター設置に向けた必要な支援
- 配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な技術支援や情報の提供等
- 市町村が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を置く場合に必要な財政措置に関わる国への要望

(4) その他関係機関との連携

配偶者暴力相談支援センターや警察署、民間シェルター、市町村のほか、民生委員・児童委員、人権擁護機関、福祉事務所、保健所、北海道被害者相談室や性暴力被害者支援センター（さくらこ）等も相談機関としての役割を担っており、今後、一層、各機関との連携を深め、被害者の身近な相談体制の充実に努めます。

また、広域性を有する本道では、被害者の相談業務や、同行支援、自立支援等の機能を担う民間シェルターが地域において重要な役割を果たしていますが、運営基盤が脆弱かつ不安定であることから、配偶者暴力の被害者支援を円滑に推進する上で、民間シェルターの運営基盤の強化が課題となっています。

〔施策の方向〕

i 全道的な相談機関のネットワークの充実

被害者の相談窓口として民間団体、民生委員・児童委員、人権擁護機関、福祉事務所、保健所、児童相談所等とのネットワークの充実に努めます。

ii 多様な相談体制の整備

多様な相談に対応するため関係機関との相互連携を進め、相談、支援体制の充実に図ります。

iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの充実

各（総合）振興局ごとに、地域の関係機関とのネットワークの充実に努めます。

〔取組〕

- 民間シェルターとの連携
- 民間シェルターが行う相談活動及び自立支援活動に対する支援
- 民間シェルターの運営基盤の安定強化及び被害者支援の活動に対する補助制度などの創設に関わる、国への要請
- 民生委員・児童委員との連携
- 人権擁護機関との連携
- 関係機関連絡会議における人権擁護委員向け相談対応マニュアルの周知・利用促進
- 福祉事務所との連携
- 北海道被害者相談室及び性暴力被害者支援センター（さくらこ）との連携

目標 3 安全な保護のための体制の整備・充実

1 保護体制の充実

被害者が加害者から逃れ、身の安全を図るためには、緊急に避難できる場所が必要です。

一時保護は、法により、都道府県の責務とされています。

道内における被害者の一時保護は、道立女性相談援助センターに加え、本道の広域性を考慮し、厚生労働大臣の定める基準を満たす民間シェルターや母子生活支援施設・救護施設に委託して行っています。

また、この他、被害者本人の意思や状況、同伴者の有無等を勘案し、婦人保護施設や母子生活支援施設、児童相談所等の一時保護所を活用等した対応に努めています。

一時保護の場合、被害者や同伴する子どもに対する加害者からの追及のおそれもあることから、福祉事務所や警察等関係機関との緊密な連携を図る必要があります。

また、障がい者虐待や高齢者虐待、児童虐待に当たる場合は、家庭への支援が必要となり、市町村の果たす役割が大きいことから、市町村と密接な連携を図ります。

被害者の人権への配慮、秘密の保持、同伴する子ども等の保護等、安全で安心な保護に努めるとともに、日本語の理解が十分でない外国人や障がいのある被害者への対応について配慮します。また、男性の被害者についても、平成 27 年からは、一時保護を行っています。

(1) 道立女性相談援助センター（婦人相談所）

道では、道立女性相談援助センターが、市町村や警察等の関係機関と連携し女性の被害者の一時保護（夜間及び休日の緊急時も対応）を行っています。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるという気持ちを持てるよう、相談、心理判定、支援担当職員及び保育士、弁護士、嘱託医、看護師等の職員を配置し、相互に連携しながら、入所者に対する自立支援に関する相談や心理的支援、同伴する子どもの保育支援等を行っています。

また、弁護士による「法律相談」、精神科医による「こころの相談」、婦人科医による「からだの相談」、内科医による「健康相談」を実施しています。

同伴する子どもに対しても、心理教育を行うとともに、必要に応じて心理判定を行うなど児童相談所と連携し、子どもの状況に応じた適切な保護に努めます。

〔施策の方向〕

i 受入れ態勢の充実

被害者が安心して援助を受けることができるよう被害者の心身の健康の維持・回復や同伴する子どもの学習機会の確保など、受入れ態勢の充実に努めます。

ii 関係機関との緊密な連携

一時保護に当たっては、警察や福祉事務所、児童相談所、学校等の関係機関と速やかに連絡や情報交換を行うなど、緊密な連携を図るよう努めます。

また、高齢・障害など複合的な問題を抱える被害者の支援について、関係機関との連携強化を進めます。

〔 取 組 〕

- 警察等との連携による加害者の追求からの安全確保
- 弁護士・嘱託医による専門相談の実施
- 被害者の状況に応じた入所期間の弾力的対応
- 心理的回復を目的とした心理的支援プログラムの実施
- 被害者の人権及び安全で安心な生活を保障するため関係機関と連携
- 児童相談所等との連携による同伴する子どもの適切な保護及び支援
- 教育関係機関の協力による同伴する子どもの教育機会の確保
- 入国管理局等との連携による外国人被害者の支援、通訳の確保等の体制づくり
- 一時保護に関する他都府県との広域的な連携
- 入所者が安全・安心に生活できる施設の維持・運営

(2) 一時保護を委託する施設

広域な本道において適切な一時保護を実施するため、道内 8 ヶ所の民間シェルター及び 4 ヶ所の母子生活支援施設・救護施設に一時保護を委託することにより、道内 6 連携地域すべてで一時的保護を行う体制を整えています。

道内の一時保護件数は、法施行以降、概ね、300 件前後で推移しています。一時保護件数全体の中で、特に、民間シェルターへの委託による保護件数が半数以上を占めており、広域な面積を有する北海道にあっては、各地域で活動する民間シェルターは、重要かつ大きな役割を果たしています

〔 施策の方向 〕

i 全道的な一時保護体制の充実

民間の一時保護委託施設では、被害者に対する相談から一時保護、自立まできめ細かな支援が行われており、道が行う被害者の支援対策を補完する役割を担っていることから、今後も連携し、一時保護体制の充実に努めます。

〔 取 組 〕

- 支援活動を行っている施設、団体との連携の確保
- 社会福祉施設等への委託による男性被害者の一時保護等の実施

2 保護命令制度の利用

保護命令制度は、配偶者からの「身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」を受けた被害者が、更なる「配偶者からの身体に対する暴力」を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、被害者の生命又は身体の安全を確保することを目的として、裁判所が加害者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者の子又は親族への接近等の禁止、③被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去、④電話等禁止命令、を内容とする「保護命令」を発令し、加害者がこれに違反した場合には刑事制裁を加えることで、被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする制度です。

配偶者からの暴力相談に対応している関係機関では、相談があった場合、必要に応じ、保護命令制度の利用について情報提供や助言を行っています。

また、配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、母子生活支援施設等では、被害者が保護命令の申立てを希望する場合に、被害者が円滑に保護命令の申立てができるよう、申立て先の裁判所との連絡や申立てについての助言等の支援を行っています。

〔施策の方向〕

i 保護命令制度についての周知

法改正により、保護命令制度の適用対象の拡充が図られており、拡充された内容等についての周知に努めます。

ii 保護命令についての適切な助言と支援

円滑な保護命令の申立てができるよう、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、保護命令の発令要件の証明が可能なときは、審尋等の期日を経ずに発令するよう事情を申し出ることが可能であることなど、保護命令の利用について適切に助言するとともに、関係機関との連絡など支援に努めます。

また、被害者が保護施設等を退所する場合や遠隔地へ避難する場合等において、被害者の住所又は居所を管轄する警察署や新たな避難先になる地方公共団体と連携を図り、被害者の安全確保に努めます。

〔取組〕

- 保護命令制度がより適切に利用されるよう情報提供
- 申立先の裁判所との連絡や助言などの支援
- 他の相談機関等においても、保護命令制度について適切な助言が行われるよう情報提供
- 道立女性相談援助センターにおける、弁護士による「法律相談」の実施
- 保護命令通知書を受けた場合の警察や地方公共団体と連携した被害者の安全確保

〔警察における対応〕

- 被害関係者等に対する緊急時の迅速な通報等についての教示
- 被害関係者等に対する安全を確保するための措置の助言
- 加害者に対して、保護命令違反が罪になることを警告

目標 4 被害者の自立の支援

1 自立支援

被害者の自立を促進するためには、生活や経済的な基盤を安定させることが重要であり、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用が適切に行われる必要があります。

平成 29 年度の一時保護所退所者 219 人の退所後の状況は、新たに住宅を借りるなどして生活を始めた人が 116 人（約 53%）、次いで実家や親族宅等への帰郷が 27 人（約 12%）となっており、入所前直近の住居に帰宅された人も 28 人（約 13%）いました。また、124 人（約 57%）が生活保護を受けている現状にあります。

配偶者暴力相談支援センターや一時保護委託施設では、被害者の意思を尊重しながら、被害者に対し職業安定所からの求人情報の提供や生活保護等に関わる福祉事務所との連絡調整、保護命令の手续や離婚調停手続の相談対応、一時保護所退所後のアフターケアや弁護士相談の紹介等、自立支援に向けた援助に取り組んでいます。

被害者の自立支援を円滑に行うためには、それぞれの関係機関、団体の持つ支援機能が総合的、継続的に働くよう、支援体制を整備していくことが求められます。

また、市町村は住民に身近な行政機関として、住民基本台帳等の閲覧制限、国民健康保険被保険者証の交付、公営住宅の入居等の手続、保育所への入所相談等、様々な被害者支援の業務を行う機能を有していることから、総合的な自立支援に向け、より密接な連携を図る必要があります。

一時保護施設を退所した後も専門的な支援を必要とする被害者はもとより、地域での生活を始めた被害者に対し、関係機関による相談等の支援が途切れることのないよう配慮することが必要です。

[施策の方向]

i 総合的な支援体制の整備

被害者の自立に向けて、就業の促進や住宅の確保、援護等、総合的な支援に努めます。また、関係機関と連携し、支援体制の構築に努めます。

[取組]

- 相談・被害者自立支援ハンドブックの周知・利用促進による関係機関との連携の充実と情報提供
- 各市町村において、ワンストップ・サービスが促進されるよう情報提供
- 事案に応じ被害者への同行支援を実施

ii 就業の促進

被害者が自立する上で、被害者の就業に向けた支援を促進することが重要です。

被害者の状況に応じ、公共職業安定所と連携して情報提供や助言を行うなど就業の支援に努めます。

〔 取 組 〕

- 公共職業安定所における求人情報や相談等、支援に関する情報の収集や提供・助言
- 職業訓練制度等についての情報提供や助言
- ハローワークの窓口における被害者への理解と配慮をハローワークに要請
- 就業に関する各種研修情報の提供
- 母子家庭等就業・自立支援センターの活用に関わる積極的な情報の提供・助言
- 生活困窮者自立支援制度の活用が図られるよう実施機関等に関する情報提供

iii 住宅の確保

地方公共団体における住宅部局や福祉部局のほか、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関が緊密な連携を図り、被害者の実情等にに応じて、公営住宅を始めとした住宅の確保に関する的確な情報提供を行うとともに、国が運用する「セーフティネット住宅情報提供システム」を活用するなど、被害者の居住の安定が図られるよう対応に努めます。

被害者の公営住宅への優先入居等について、地域の住宅事情や管理の状況等を総合的に勘案した適切な対応が図られるよう各市町村に技術的助言や情報提供を行うとともに、道営住宅における取扱いについて被害者の実情等にに応じた適切な対応に努めます。

〔 取 組 〕

- 公営住宅空き状況等の情報提供
- 公営住宅における被害者の優先入居や同居親族要件の緩和について、市町村に技術的助言や情報提供
- 道営住宅における母子世帯等に準じた優遇措置や単身被害者の同居親族要件の緩和措置
- 民間の家賃債務保証会社等に関する情報提供
- 北海道居住支援協議会における住宅確保要配慮者及び民間住宅に関する情報の共有

iv 援護制度の活用

被害者の自立に当たり、生活保護、児童扶養手当等の援護制度が必要な役割を担うことから、関係機関と連携し、円滑な対応が図られるよう努めます。

ア 生活保護

〔 取 組 〕

- 被害者に対して、生活保護制度の適用に関わる市町村等の相談についての情報提供
- 市町村や福祉事務所に対して、研修等を活用した配偶者からの暴力被害についての理解促進

イ 児童扶養手当

〔 取 組 〕

- 同伴する子どものいる被害者に対して、制度の仕組みや手続先などのきめ細やかな情報提供

ウ 母子生活支援施設

〔 取 組 〕

- 同伴する子どものいる被害者に対して、母子生活支援施設の活用についての情報提供

v 健康保険に関する適切な情報提供

被害者が加害者の扶養家族となっている場合、健康保険証の使用により、加害者に居所が知られる可能性があることを被害者に周知するとともに、新たな健康保険証の取得の方法等について情報提供を行います。

〔取組〕

- 健康保険証の取得方法等についての情報提供
- 健康保険証を取得するために、加害者の扶養親族から外す場合に、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行

vi 国民年金に関する適切な情報提供

被害者が不利益を被らないよう、被害者の状況に応じ、国民年金の加入手続について情報提供を行います。

〔取組〕

- 相談機関が被害者に適切に情報提供をできるよう、相談機関に対して、年金の取扱いなどを周知

vii 同居する子どもの就学等

教育委員会及び学校と連携を図り、同居する子どもの就学等に関わる必要な措置について、被害者に助言等を行います。

また、転校等に際し、被害者の子どもの学ぶ権利が侵害されることのないよう学校関係者に対する理解の促進に努めます。

〔取組〕

〈被害者に対して〉

- 接近禁止命令が発令された場合に学校に申し出るよう助言
- 保育所や保育サービスに関する情報提供

〈教育委員会や学校に対して〉

- 接近禁止命令制度の趣旨及び概要について周知
- 被害者の子どもの転校先や居住地等の情報について適切な管理を要請
- 学校における被害者の子どもの受入れ等に関する対応マニュアルの作成を要請
- 家庭教育カウンセラー相談事業や、子どもの心のケアなどを行うスクールカウンセラーの活用

viii 住民基本台帳の閲覧等の制限

被害者の保護を図る観点から、市町村においては、被害者から申出があった場合、住民基本台帳の閲覧制限等の措置が執られています。

被害者の安全のため、情報の保護に努めるとともに、被害者に対して助言等を行います。

また、被害者が外国人である場合や交際相手からの暴力の場合でも支援の対象となることに留意して、適切に対応します。

〔取組〕

- 適切に住民基本台帳の閲覧制限等の申出が行われるよう、被害者に情報提供
- 被害者の情報を加害者等に提供することがないよう市町村に対し周知徹底

ix その他

その他、被害者の自立支援に向けた取組に努めます。

〔取組〕

- 離婚調停手続の相談対応
- 法律相談窓口、民事法律扶助制度の紹介
- 母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金の貸付や相談対応等の実施・支援
- 道立女性相談援助センターにおける一時保護所退所後の被害者への必要に応じた継続的な支援
- 長期（概ね1年）の援助が必要な被害者に対する婦人保護施設における支援
- 市町村に対して、被害者の個人情報の適切な管理の要請

目標5 関係機関、団体の相互の連携協力

1 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国や地方公共団体のほか、被害者の保護、自立支援等に積極的に活動している民間シェルターや母子生活支援施設等の民間団体と緊密に連携を取りながら、より効果的な施策を実施していくことが必要です。

民間シェルターでは、被害者保護や自立支援のため活発に活動しており、被害者の保護に当たり、柔軟で機動的な対応を行うとともに、配偶者からの暴力の相談においても、身近な相談機関としての役割を果たしています。

しかし、民間シェルターは、会員からの会費収入を主な収入としているため、その財政基盤は脆弱であり、民間シェルターの所在する市町村などにおいて、民間シェルターへの財政支援が行われている例もあります。

母子生活支援施設は、同伴する子どものいる母親を対象とする施設であり、社会福祉援助技術及び自立支援のノウハウを生かし、同伴する子どもへの支援を行うなど、子どもを伴う被害者に対する専門的な支援を行っています。

〔施策の方向〕

i 民間シェルター、母子生活支援施設との連携の充実

被害者の相談、一時保護及び自立支援に当たっては、公的機関だけでなく、積極的に活動している民間団体とも連携を図り、被害者への支援体制の充実に努めます。

〔取組〕

- 一時保護委託による全道的な一時保護体制の整備充実
- 民間シェルターとの連携及び支援
- 母子生活支援施設との連携

2 市町村、関係機関、団体等との連携協力

被害者の保護及び自立支援を効果的に実施するためには、国、地方公共団体を始めとする多様な機能を持った関係機関や民間団体が相互に連携し、共通認識を図るとともに、適切な保護や自立支援が切れ目なく行われるよう、それぞれの役割を明らかにし、相互連携する仕組みを構築していく必要があります。

国の基本方針において、都道府県と市町村の基本的役割が示されており、道では一時保護等の実施や市町村への支援、職務関係者の研修等の広域的な施策を行うなど被害者の支援における中核としての役割を果たしていきます。

また、市町村には、人口規模等の地域の状況に応じ、相談窓口の設置や緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援を行うなど身近な行政主体としての役割が発揮されることを期待します。

また、弁護士会や医師会等の理解と協力は、被害者の保護、自立支援を図る上で重要であり、継続的な連携が必要です。

道では、広域的な連携を図るため、全道的な連絡会議として「女性相談援助関係機関等連絡会議」を設置するとともに、各地域における連携を図るため、地域ごとに「（総合）振興局地域連絡会議」を設置しています。

〔施策の方向〕

i 全道的ネットワークを活用した配偶者からの暴力防止支援の充実

警察本部、地方裁判所、医師会、弁護士会等の関係機関、団体による全道的ネットワークを活用して、配偶者からの暴力の防止と被害者からの相談や一時保護、自立支援に関わる施策を総合的に推進します。

ii 地域ネットワークを活用した具体的な問題解決の推進

地域ごとの具体的な支援に向け、警察署や市町村、民間シェルター、母子生活支援施設などの関係機関、団体のネットワークを活用し、問題解決に向けた協力関係の充実に努めます。

iii 市町村基本計画に対する支援

法第2条の3第3項により、市町村において基本計画の策定が努力義務とされていることから、策定のための支援に努めます。

〔取組〕

- 連絡会議等における情報交換や事例研究
- 連絡会議等における事例の随時検討や情勢に合わせた適切な構成
- 各地域での問題解決に向けた関係機関、団体によるネットワークの活用による具体的かつ適切な被害者対応
- 関係機関向けに作成した相談支援対応マニュアルを活用し連携
- 市町村基本計画を策定する際参考となるひな型の周知など策定のための支援

目標 6 職務関係者の研修、人材育成の充実

1 職務関係者の研修、人材育成

被害者の相談対応や自立支援等を適切に行うためには、職務上関係のある者が、配偶者からの暴力の特性や被害者の置かれた立場を十分に理解した上で対応することが重要になります。

被害者は配偶者からの暴力により心身とも傷ついていることに十分配慮するとともに、被害者の人権を尊重し、理解不足により被害者に 対して不適切な対応をすることで、被害者に二次的被害が生じないように配慮する必要があります。

また、相談等に当たる職務関係者については、職務内容を考慮し、遂行の過程で心身の健康が損なわれることのないように配慮する必要があります。

道では、全道の関係機関職員を対象に「配偶者暴力防止法に関する全道セミナー」を開催するとともに、配偶者暴力相談支援センター職員や婦人相談員を対象にした研修会を開催するほか、「女性相談援助関係機関等連絡会議」及び「（総合）振興局地域連絡会議」を設置し、情報交換、事例研究等により情報の共有化を図るなど、人材育成に向けた取組を進めています。

〔施策の方向〕

配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、適切に被害者への相談対応や自立支援等を行うため、専門研修等により職務関係者の人材育成に努めます。

i 専門性を高める研修の推進

より適切な被害者保護に向けて、被害者心理を踏まえた面接技法等の専門性を高める研修の実施に努めます。

ii 関係機関、団体等の職員への情報提供、研修の推進

配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者への相談対応や自立支援等が適切に行われるよう関係機関・団体への情報提供や研修を実施するとともに、研修に対する支援に努めます。

iii 相談担当職員に対する配慮

精神的な負担の多い相談担当職員がバーンアウト等で心身の健康が損なわれることのないよう配慮します。

〔取組〕

- 関係機関の職務関係者を対象とした「配偶者暴力防止法に関する全道セミナー」の実施
- 配偶者暴力相談支援センター職員や婦人相談員を対象にした研修会の実施
- 女性相談援助関係機関等連絡会議や（総合）振興局地域連絡会議等における情報交換、事例研究等による情報の共有
- 配偶者からの暴力の特性等についての理解を深めるための研修の実施
- 面接技法、被害者心理及び加害者心理、社会保障制度、事例研究等を取り入れた専門研修の実施
- 職務関係者の心身の健康を保つための体制等の整備
- 関係機関、民間団体との協働による研修の実施

2 加害者更生に関する調査研究等の促進

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための関連施策を実施する上で、加害者が更なる暴力を繰り返し、新たな被害者を生み出すことのないように、加害者に自らの責任を認識させる啓発や更生のための指導等が必要です。

国では、平成 14 年度から配偶者からの暴力の加害者更正に関する調査研究を実施しており、平成 17 年度に取りまとめられた「配偶者からの暴力の加害者更正に関する検討委員会報告書」では、加害者プログラムの実施に対する国の関与について、プログラムの有効性についての明確な結論が得られていないなどの理由から、「国が任意参加による加害者更正プログラムについて本格的に関与することは、現時点においては、その条件が整っていないと言わざるを得ない。」との報告がされています。

その後、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」においては、加害者更正に関する取組として、「地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方を検討する。」とされており、平成 28 年 3 月に内閣府が発表した「配偶者等に対する暴力の加害者更正に係る実態調査研究事業」報告書では、「加害者プログラムを被害者支援の一環として進めていくためには、国において、一定の実施基準やマニュアルが策定されることが望ましい。」とされています。

加害者プログラムは、配偶者からの暴力の被害者のみならず、「面前DV」等の虐待を受けている被害者の子どもの安全・安心の確保につながる支援策の一つとして、活用が期待されることから、国における今後の検討が待たれます。

〔施策の方向〕

i 加害者更生の研究促進に係る国への要請

配偶者暴力の防止と被害者の保護のため、加害者への対応の充実に向けて、国における加害者プログラムの実施に係る基準やマニュアルの策定、プログラム実施者の養成など、加害者更正のための具体的手法の早急な開発及び必要な法制度の整備について国に要請します。

ii 情報収集

国の調査研究や他都府県の動向、民間団体が実施する加害者更正のための取組等について情報収集し、関係施策への反映に努めます。

iii 普及啓発

配偶者暴力の再発を防ぐためには、加害行為を繰り返さないように、加害者の意識改革を図る必要があることから、啓発の実施に当たっては、他都府県の取組事例も参考とし、加害者を含め、男女を問わず全ての人の心に届く普及啓発となるように努めます。

〔取組〕

- 加害者更正のための具体的手法の早期開発及び必要な法制度の整備について要請
- 国、都府県、民間団体の取組についての情報収集
- 道の広報媒体、リーフレット、インターネットを活用した普及啓発

目標 7 苦情への適切な対応

1 苦情処理

配偶者からの暴力に関する相談や一時保護等に関わる被害者からの苦情については、それぞれの機関で対応していますが、各機関において、被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するよう努める必要があります。また、その際には、申立人に二次的な被害が生じるとのならないよう努める必要があります。

〔施策の方向〕

i 苦情への迅速かつ適切な対応の推進

被害者からの苦情処理に当たっては、誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応し、苦情申立者に処理結果や状況を説明するなど説明責任を果たすよう努めます。

〔取組〕

- 各関係機関に対し、苦情処理体制を整備し、適切に対処するよう働きかけ
- 苦情申立者への処理結果や状況についての説明
- それぞれの機関の苦情処理制度や北海道男女平等参画苦情処理委員制度についての周知
- 苦情相談窓口の明確化と苦情処理制度の教示を各関係機関に要請
- 配偶者からの暴力の特性等が十分理解されるよう関係機関への情報提供、研修の実施

II 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは、男女平等参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を進める必要があり、特に若年層に向けた予防啓発を推進する必要があります。

被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害者の潜在化を防止するとともに、被害者等の安全確保を最優先とした措置を講ずるなど、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速、的確な支援を行う必要があります。

〔施策の方向〕

1 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実

- ① 性犯罪及び売買春、配偶者からの暴力、ストーカー行為などについては、法令等の周知徹底とともに、法令等に基づく適切な対処に努めるなど、関係機関と連携しながら被害の防止及び被害者支援に努めます。
- ② 配偶者からの暴力については、北海道配偶者暴力防止基本計画に沿って道立女性相談援助センターにおいては、民間シェルターや母子生活支援施設等社会福祉施設などと協働しながら、配偶者暴力防止と被害者の保護・自立支援を進めます。また、配偶者からの暴力が児童虐待に当たる場合は関係機関と連携を図り適切な対応に努めます。
- ③ 性犯罪、売買春、配偶者からの暴力及びストーカー行為などあらゆる暴力に対して、暴力の予防と根絶に向けて広く意識啓発に努めます。また、交際相手からの暴力（デートDV）防止のため、若年層への啓発に努めます。
- ④ 女性への暴力等に関する実態を把握し、社会的関心を喚起するとともに、道立女性相談援助センターを含む配偶者暴力相談支援センターや性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH さくらこ）などの相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知の徹底に努めます。
- ⑤ 雇用の場や教育の場などにおいて、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた意識啓発の徹底に努めます。
- ⑥ 日本語の理解が十分ではない外国人や障がいのある方に対して、適切に情報が提供されるよう努めるとともに、外国人、障がいのある被害者からの相談に応じることができるよう、体制の整備に努めます。
- ⑦ 被害者の人権に配慮した対応ができるよう、関係職員の研修等の充実を図り、被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。
- ⑧ 被害を防止する観点から、女性に対する暴力の加害者への対応等に関わる国や関係団体における取組状況等について情報収集し、関係施策への反映に努めます。

〔 取 組 〕

- 暴力を防ぐための関係法令を適用した厳正な対処及び被害者への支援
- 被害者の適切な保護及び自立支援
- 男女平等参画に関する教育の充実及び意識啓発
- 男女平等参画やDVに関する教職員を対象とした研修の実施
- 性犯罪等被害者の相談及び被害申告を促進するため、警察における被害者相談窓口の広報及び相談体制の充実
- 犯罪被害者等の相談対応など総合的な支援の充実
- 労働問題セミナー等によるセクハラ防止に関する意識啓発
- 外国版リーフレットの活用など日本語の理解が十分でない外国人被害者への啓発の充実
- 関係職員の研修及び相談体制の充実